

## 論文の内容の要旨

論文題目： 平和構築と伝統的ガバナンス： 東ティモールの復興過程において  
伝統的司法・規範が果たした役割に関する考察

氏名： 宮澤 哲

### 研究の動機

平和構築事業のほとんどが非ヨーロッパ国で実施されているなかで、関連する復興・再建事業の実施手法を見ていると、それらの事業は、はたして西洋的価値観を押し付けて自由主義的民主制度の導入を促す一方的な物なのか、という問いが自然に沸き起こる。東ティモールは2002年5月に、民主共和国として独立（の地位を再確認）し、国家がその主権をもって排他的に実定法を施行することになった。1999年10月に設置された東ティモール国連暫定統治機構（UNTAET）は、統治の間に基本法とするUNTAET法を暫時施行、25年にわたるインドネシアによる統治の間に導入された「フクム（インドネシアの実定法）」を、道路交通法など突然の変更が社会の混乱を招くものを除いて事実上廃止し、新生東ティモール政府による法整備の参照点となる制度作りを始めた。UNTAET法制定の際に採用された概念は、ポルトガルの法を中心に広く大陸法に根付くものであった。

そのような背景もあり、「法の支配」を構築する取り組みの中で、その独立の根拠として持っている民族・文化背景の特性などを裏付ける重要な要素のひとつであるはずの同国の伝統や慣習は、特にUNTAETの文脈では封建的社会の象徴として否定的に捉えられることが多かった。「リサン」もしくは「東ティモール文化」と呼ばれる同国の伝統的司法は、独立以降の復興期において、主に人権主義からの乖離を理由に、UNTAETも暫定政府、またそれを支援する国際社会もほとんど立ち返ることがなく、その関連性すら薄らいでしまった

ように見えた。

ヨーロッパに始まった自由民主主義（リベラルデモクラシー）が、アジアなど非ヨーロッパ地域において特有の伝統や慣習などと融合され、「ハイブリット」な自由民主主義が形成されつつあるという議論がある。そのような「ポストリベラルデモクラシー」の考え方に沿うように、紛争後の脆弱な国家において、ガバナンスと法の支配の確立までの間、平和構築事業実施において補完的に伝統的ガバナンス機構を活用することに関する議論は近年みられるようになった。では、はたして東ティモールにおいて2002年の独立から始まった平和構築の取り組みの中で、伝統的司法や伝統的規範が果たした役割はなかったのだろうか、また今後も無いのであろうかという疑問を持った。

本論文は、伝統的司法や伝統的規範が、紛争後の国や地域における平和構築において果たす役割があるという仮説を基に、国際社会が平和構築支援を行う際に、そのような伝統的な制度をどのようにくみ上げてゆくことができるのかを東ティモール民主共和国（以下、東ティモールと記載）における事例をもって考察する。

## 研究の目的

東ティモールにおいては、2002年の独立以降、平和構築の目的をもって数多くの復興支援事業が実施された。市民社会の伝統的規範復興への取り組みは、独立の前後から活発であったが、その一方で、国連暫定統治機構や新生東ティモール政府の伝統的規範への関心は限られていた。「平和構築の成功例」とされていた東ティモールにおいて、2006年4月に内紛が再発したことが、平和構築にかかわっていたステークホルダー達に、そのアプローチの再考を促した。同時期に国際社会からの支援が段階的な撤退を始めていたこともあり、資源が限られる中で、政府は伝統司法や伝統的規範を取り込んだ公共事業を実施するようになった。これは、社会資源の有無だけが理由ではなく、外部からの介入が減少するにしたがって、東ティモール人主体の取り組みが始まったとも言えた。紛争を経験した国家がその復興期において、限られた社会資源の活用の観点から伝統的司法や慣習法を活用することができるということは、これまでも既存研究の業績が十分に議論してきたところである。本論文の目的は、東ティモールの伝統的規範の形態について調査して明らかにした上で、リベラル平和構築の過程において、伝統的なガバナンス機構の発展を国際社会が支援することをもって、平和の構築と定着を促進することができるということを東ティモールの事例をもって比較分析を行い、知見を提示することである。そして、平和構築事業において伝統的司法を活用したモデルを示唆できるよう、実証と比較分析に基づいた知見を提示することを目的としている。

## 特色と独創的な点

アフリカや、アジアなどで紛争解決における伝統的司法、伝統的規範、修復的正義や裁判外紛争解決手続(ADR)の活用など、いわゆる「オルタナティブ・ジャスティス」の議論

がある中で、東ティモールの伝統的規範に関する研究も進められてきた。特に世界銀行やアジア財団を始め、バボ・ソアレスなど東ティモールの研究者達やデメトリオ・デ・カルバリオなどの実務家などが、この点に注視して調査・研究を行っている。しかし、ティモールにおける伝統的規範がどのような形態で、それらが具体的に平和構築へ貢献したかという視点をもった研究まだ見受けられない。本論文の特色は、東ティモールのナヘ・ビティ(Nahe Biti)と呼ばれる同国特有の伝統的司法に着目して、平和構築と伝統的規範の相関性について、長期的な視点をもって分析・考察する。筆者は、2006年に発生した「4月の危機」の際、社会不安定化のあおりを受け、各種ステークホルダーが国外避難した際に、同国に短期赴任した。滞在の間に実際に被害を被った村落や個人を対象に単独訪問調査をおこなっているため、詳細かつ他に類のない一次情報を根拠に議論を展開する。また、事例研究を通じて、伝統的司法が平和構築に寄与するかを分析し、するのであればどのようにするかを調査し、その結果をもって具体的な政策構築に資するようなモデルを示唆できる点に独創性がある。すなわち、事例研究を通じて西洋的な視点に偏る傾向にあるといわれるリベラル平和構築支援の在り方に、対象コミュニティの観点を取り入れる手法を通じた改善策を提示できる。その理由からも、本研究成果は極めて実務性も高く、国際社会へのニーズに答えるべくものである。

## 論文の構成

本研究は、内紛再発の原因を分析した上で、フォーマルなガバナンス強化の取り組みを概観し、その上で東ティモールの伝統的規範と伝統的司法の再興と実施について考察し、それらの伝統的ガバナンス機構が、どのように平和構築に寄与してきたかという点について明らかにする。具体的には、国際機関や二国間援助機関が関与した事業を事例研究として取り上げ、実施において伝統的ガバナンス機構を活用した三事業の実績と効果を検証する。

第一章では、研究の背景と目的を明らかにした上で、平和構築と伝統・慣習の相関関係に直接的または間接的に関係するものや、東ティモールの伝統的規範や伝統司法に関連した既存研究について振り返る。そして、研究の目的で関連があると思われる点に焦点を当てた東ティモールの略史をまとめた。

第二章では、「2006年4月の危機」と呼ばれる内紛の発生について分析する。冷戦後の世界において、紛争が起こった国や地域の内、約20%の国や地域において、弱体化した行政インフラなどが理由で5年以内に紛争が再発していると言われるが、東ティモールにおいても独立から4年後に内紛が再発した。内紛発生の原因を広義と狭義の移行期正義の観点から考察する。

第三章では、フォーマルなガバナンス強化に向けた取り組みについて振り変える目的で、2000年にUNTAETのマンデートが始まってからの治安部門改革に関する取り組みを振り返る。2006年「4月の危機」の発生が平和構築に向けた取り組みが滞っていることを表面化させた。取り組みの停滞は、複合的な理由があると考えられるが、「広義の移行期正義」の実現に向けた取り組みが滞っていたところが要点の一つであった。「国内の治安」と「社会的な安定」を実現するために必要とされるのがガバナンスのキャパシティーであり、その観点から東ティモールのフォーマルな治安部門改革（SSR）に関連した取り組みを取り上げて、本論文が着眼するインフォーマルな「伝統的ガバナンス」との対比の目的で概観する。

第四章及び第五章では、伝統的ガバナンス機構、具体的にはティモールの伝統的司法や伝統的規範について概観する。慣習法とは、人々の行為の反復が慣習として認知され、それらが当該コミュニティにおいて慣習的規範として認識される経緯を経て、強制力を持った物に発展したものである。東ティモールの村落における伝統的規範は、村落単位のコミュニティによって実施される強制力をもった内生性の規範である。参与観察と聞き取り調査を通じて、東ティモールの伝統的司法や伝統的規範の分類を考察し、それらの規範がどのように実施されているかということを考察する。

第六章では、東ティモールにおいて国際機関によって実施された対象を絞っていくつかの平和構築事業を再検証し、実施過程に伝統的規範は寄与したか、ということを再考し2002年の独立以降行われてきた平和構築への取り組みと、2006年4月の危機以降見られる伝統的規範復興の動きを分析する。

第七章では、研究成果の意義を振り返り、その上で第一章から第六章の間でまとめた調査結果と議論を土台として、対象コミュニティの主体性を基調とした国際機関や二国間援助機関の支援手法により伝統的規範の民主化が進んだこと、そして、伝統的規範や伝統的司法が、東ティモールのリベラル平和構築に寄与したことを具体的な事例を示しつつ明らかにし、本論文の結論を述べる。さらに、今後の研究の課題も取り上げる。